

令和6年度
(介護予防) 特定施設入居者生活介護
【介護専用型以外】
増床整備運営事業者 募集要項

令和6年7月

福島市

《目 次》

1 公募の趣旨	．．．．．	1 ページ
2 公募の対象施設について	．．．．．	1 ページ
3 公募の対象者について	．．．．．	1 ページ
4 公募の条件について	．．．．．	1 ページ
5 設置基準等の遵守について	．．．．．	1 ページ
6 補助制度について	．．．．．	2 ページ
7 今後の日程について（予定）	．．．．．	2 ページ
8 事業者の選考等について	．．．．．	2 ページ
9 質問及び回答について	．．．．．	2 ページ
10 応募書類の提出について	．．．．．	3 ページ
11 留意事項	．．．．．	3 ページ
12 提出書類について	．．．．．	4～6 ページ
13 応募様式（様式第1号～様式第9号）	．．．．．	7～21 ページ

1 公募の趣旨

福島市では、「福島市高齢者いきいきプラン2024」に基づき、（介護予防）特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】の床数を確保するため、既存の（介護予防）特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】の増床を行う事業者を募集します。

2 公募の対象施設について

種 類	整備年度	開設年度	整備施設数	整備床数	区 域
（介護予防）特定施設入居者生活介護 ※1【介護専用型以外】※2	令和 6年度	令和 7年度内	1施設 (増床)	1床	市内全域 (既存施設)

※1 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含みます。

※2 介護専用型以外とは、入居者を「要介護者と配偶者及び3親等以内の親族等」（要介護者等）と限定しない施設です。

3 公募の対象者について

- (1) 本公募の受付締切日において、本市内で（介護予防）特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】を運営する事業者であること。
- (2) 確実な事業実施及び運営を行うために十分な経営基盤、事業に対する知識等を有すること。
- (3) 介護保険法第70条第2項各号及び第115条の2第2項各号に定める要件に該当しないこと。
- (4) 福島市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第10号）に基づき、暴力団、暴力団員及び社会的非難関係者でないこと。また、これらの者との関係を有していないこと。
- (5) 法人及びその役員について、市税等の未納がないこと。

4 公募の条件について

- (1) 増床にあたっては関係法令等（建築基準法、都市計画法、消防法等）を精査するとともに、関係機関と十分に協議すること。
- (2) 増床後の（介護予防）特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】で、「5 設置基準等の遵守について」に記載の人員・設備・運営基準を満たすこと。
- (3) 既存施設の運営にあたり施設整備補助事業を活用している場合は、施設整備補助事業者に対して必要な手続きを別途行うこと。

5 設置基準等の遵守について

増床の計画及び施設運営にあたっては、介護保険法、老人福祉法、「福島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年1月12日条例第20号）」、「福島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成30年1月12日条例第22号）」、福島市有料老人ホーム設置運営指導要綱、福島市有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、指定に係る人員・設備・運営基準をすべて満たす計画とすること。

6 補助制度について

今回の公募に伴う補助制度はありません。

7 今後の日程について（予定）

日 程	内 容
令和6年7月29日（月）	募集要項公開
令和6年8月1日（木）	応募受付開始
令和6年8月30日（金）	応募書類の提出期限・応募書類確認
令和6年9月下旬～10月上旬	書類審査（必要に応じてヒアリングを実施）、 整備運営予定事業者決定
令和7年度内	開設

8 事業者の選考等について

- (1) 整備運営予定事業者の選考にあたっては、学識経験者、被保険者等及び福祉関係者等で構成する選考委員会を設置し、市の審査基準等に沿って書類審査及び、必要に応じてヒアリングを行います。
- (2) 選考結果は、本市のホームページに掲載するとともに、応募者には文書で通知します。

No.	評価項目	評点
1	運営理念等	15 点
2	経営基盤	15 点
3	サービス実施に係る具体的な運営の考え方	31 点
4	地域との連携	12 点
5	従事職員関係	10 点
6	居室の状況	1 点
7	施設の利用状況	11 点
8	特筆すべき事項	5 点
		100 点

9 質問及び回答について

受付期間	令和6年7月29日（月）～令和6年8月9日（金）まで
回答日	令和6年8月19日（月）
質問方法	質問の内容を簡潔にまとめた質問書（様式第9号）を作成し、Eメールにより提出してください。電話、口頭等による質問は受け付けません。
回答方法	回答日に、本市ホームページにて質問及び回答内容を掲載します。 福島市ホームページ>健康・福祉>福祉・介護>介護・福祉サービス事業者 >介護事業者の皆様へ>介護保険施設等に関する公募情報 >令和6年度介護保険施設整備運営に係る事業者を募集します
送信先	福島市介護保険課介護資格係 Eメール：kaigo@mail.city.fukushima.fukushima.jp

10 応募書類の提出について

受付期間	令和6年8月1日（木）～令和6年8月30日（金）
受付時間	午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く）
提出先	福島市介護保険課介護資格係 TEL：024-525-6551 必ず電話でご予約の上、持参して提出してください。（郵送不可）
提出書類	(1) 「12 提出書類について」（P4～P6）のとおり提出してください。 (2) 提出された書類は返却しません。 (3) 提出部数は、A4判でファイリングしたものを12部（正本1部、副本11部）とします。なお、副本はインデックス不要で、正本をそのままコピーしたものとします。（原本証明は不要）

11 留意事項

- (1) 応募にあたっては、役員会、理事会等の議決等により、正式な意思決定を経て応募してください。
- (2) 1法人につき応募は1件とします。
- (3) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。
- (4) 応募者が提出した書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とします。
- (5) その他
 - ① 応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要項に記載された募集内容を承諾したものとみなします。
 - ② 応募者から提出された応募書類等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。
 - ③ 応募受付後に辞退する場合は、辞退する理由を具体的に記載した辞退届（任意様式）を提出してください。
 - ④ 決定までの間に選考委員に不正に接触した場合は失格とします。
 - ⑤ 審査後の応募内容の変更は、原則として認めません。整備運営予定事業者が増床の準備を進める中で、審査時の内容と異なる点があった場合、整備運営予定事業者の決定を取り消すことがあります。ただし、介護サービスの向上につながるものや天災等やむを得ない場合は、市と協議の上、変更を認める場合があります。あらかじめ介護保険課へ協議を行ってください。
 - ⑥ ⑤の理由等により整備運営予定事業者の決定が取り消され、これにより事業者が損害を被ったとしても本市は、一切その責任を負いません。
 - ⑦ 提出された書類は返却しません。また、資料作成等に係る費用は応募者負担となります。
 - ⑧ 本募集要項に定めのない事項については、本市の指示に従うものとします。

12 提出書類について

(1) 申込書類

項 目	備 考	様 式
1. 増床申込書	所定の様式	様式第1号
2. 定款又は寄附行為	最新のもの	
3. 法人登記簿謄本	履歴事項全部証明書であって応募申込日前3か月以内に発行されたもの	
4. 介護保険法第70条第2項各号及び同法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨及び暴力団等に該当しない旨の誓約書等	所定の様式	様式第2号 様式第2号-2
5. 市税等の納税証明書 (未納がない旨の証明) ※増床申込書の受付開始日 (令和6年8月1日)以降に 交付されたもの	納税証明書 直近1年分のもの(注1) 1. 法人 (1) 法人税・消費税及び地方消費税 (2) 法人市民税、固定資産税(都市計画税含む)、軽自動車税 2. 個人(法人役員)(福島市内に住所・事業所を有する者) (1) 所得税・消費税及び地方消費税 (2) 住民税、固定資産税(都市計画税含む)、軽自動車税(注2) 3. 個人(法人役員)(福島市内に住所・事業所を有しない者) (1) 所得税・消費税及び地方消費税 (2) 各個人市町村民税	
6. 納税状況調査同意書	所定の様式	様式第3号
7. 法人概要	(1) 事業経歴・実績 (2) 事業者の基本的事項・代表者の経歴 (3) 事業者の概要(パンフレット可) (4) 現在運営している施設または事業に関する資料 (5) 直近3年分の決算書類 (6) 過去5年分の指導監査改善結果事項報告書(法人) (7) 過去5年分の指導監査改善結果事項報告書(法人が運営する既存施設) (8) 本応募に係る理事会議決等の議事録の写し	任意様式
8. 既存施設での取組みについて	(1) 運営理念等について (2) サービス実施に係る具体的な運営の考え方 (3) 地域との連携について (4) 従事職員関係について (5) 特筆すべき事項	様式第4号

注1 非課税または不課税となる税目が存在する場合は、同内容が確認できる証明書の発行が可能か、所轄する税務署または自治体へご相談ください。

注2 令和6年1月1日現在、福島市内に住民登録のあった役員については、「6 納税状況調査同意書」の提出により省略可能です。

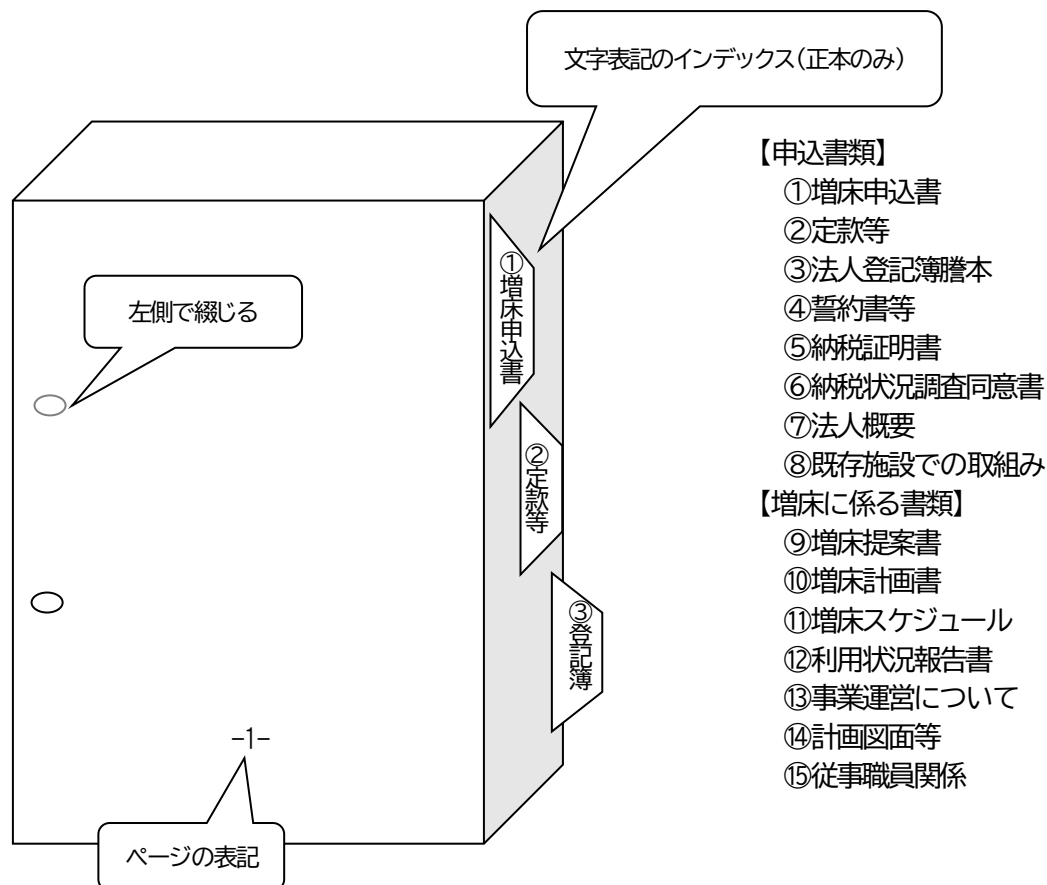
(2)増床提案に関する提出書類

項 目	備 考	様 式
1. 増床提案書		様式第5号
2. 増床計画書		様式第6号
3. 増床までのスケジュール	増床までのスケジュール計画表	様式第7号
4. 利用状況報告書	前年度の利用率・入所率	様式第8号
5. 事業運営について	資金収支計画書（増床後3年間）、施設利用料金表	任意様式
6. 計画図面等	①基本計画図面（配置図、立面図、平面図） ※すべての階層について添付すること。 ②増床前後の比較図面 ※増床前と増床後の居室の区画がわかるよう増床する区画をマーカーで色付けすること。	任意様式
7. 従事職員関係	配置人員（職種・時間ごとの配置）について	任意様式

○提出書類の体裁

提出書類は、以下のように体裁を整えてください。

- ◆ 全体の目次を付け、ページ番号を付けてください。
- ◆ 正本には、項目ごとに、番号と文字表記のインデックスを付けてください。
(番号のみの表示は不可となります。)
(副本はインデックス不要です。)
- ◆ 1冊にまとめ、綴り紐やバイNDER等で綴ってください。



※ 上記のほか、市長が必要とする書類提出を求めることがあります。

13 応募様式（様式第1号～様式第9号）
様式第1号

令和 年 月 日

福 島 市 長

所在地
増床申込者 法人名
代表者職氏名

令和6年度（介護予防）特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】 増床申込書

このことについて、募集要項に定める資格要件において、申込者の制限に係る項目の該当がないことを確約し、
下記提出書類を添えて申し込みます。

記

1 増床提案をする事業所

施設名

施設所在地

指定年月日 年 月 日

増床床数 床

2 事業開始予定時期

令和 年 月 日

3 提出書類

- (1) 令和6年度（介護予防）特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】増床申込書（様式第1号）
- (2) 定款又は寄附行為
- (3) 法人登記簿謄本
- (4) 介護保険法第70条第2項各号及び同法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨及び暴力団等に該当しない旨の誓約書等（様式第2号）
- (5) 市税等の納税証明書
- (6) 納税状況調査同意書（様式第3号）
- (7) 法人概要
- (8) 既存施設での取組みについて（様式第4号）
- (9) 増床提案書（様式第5号）

4 担当者連絡先

法 人 住 所	
法 人 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

様式第2号

介護保険法第70条第2項各号及び同法第115条の2第2項各号の規定に該当しない
旨及び暴力団等に該当しない旨の誓約書

令和 年 月 日

福島市長

	所在地
増床申込者	法人名
	代表者職氏名

本増床申込者、増床申込法人の役員及び管理者は、介護保険法第70条第2項各号及び同法第115条の2第2項各号に該当しない者であることを誓約します。

また、福島市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第10号）の主旨に基づき、下記の事項について誓約するとともに、必要な情報の調査をすることについて承諾します。

記

- 1 本増床申込者、増床申込法人の役員及び管理者一覧（様式第2号—2）
- 2 本増床申込者、増床申込法人の役員及び管理者は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（福島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（福島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年6月10日福島県公安委員会規則第5号）第4条に規定する社会的非難関係者をいう。以下同じ。）
 - (4) その他暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 3 本増床申込者、増床申込法人の役員及び管理者は、2(1)から(4)に該当する者との関係を有していません。

(介護保険法第70条第2項各号)	
一	申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
二	当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
三	申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
四	申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の二	申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の三	申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百七十七条第三項第七号、第十五条の二第二項第五号の三、第十五条の十二第二項第五号の三、第十五条の二十二第二項第四号の三及び第一百七十三条第二項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百七十七条第三項第七号、第十五条の二第二項第五号の三、第十五条の十二第二項第五号の三及び第十五条の二十二第二項第四号の三において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。
六	申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十七条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三十三条第二項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者が当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。
六の二	申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十七条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三十三条第二項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者が当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。
六の三	申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。）が、第七十七条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
七	申請者が、第七十七条第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
七の二	申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
八	第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
九	申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
十	申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十の二	申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十一	申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
十二	申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
(介護保険法第115条の2第2項各号)	
一	申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
二	当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
三	申請者が、第十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
四	申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の二	申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の三	申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
六	申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第十五条の九第一項又は第一百五十五条の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設

設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 申請者が、第百十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第百十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 第七号に規定する期間内に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

様式第2号－2 本増床申込者、増床申込法人の役員及び管理者一覧

役員等名簿			
ふりがな	生年月日	住所	就任年月日
氏名	役職名	電話番号	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	
		(〒 -)	
		TEL	

備考

1 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所の管理者について記載してください。

2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。

納税状況調査同意書

令和 年 月 日

福島市長

下記の者は、「福島市高齢者いきいきプラン2024」における令和6年度（介護予防）特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】の増床事業に係る審査のため、市税の納付状況について、福島市長が調査することについて同意します。

ふりがな 氏 名	生 年 月 日	住 所（令和6年1月1日現在） 現住所	印
備 考			
1 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所の管理者について記載してください。			
2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。			

法人名 _____

※各項目でポイントになる部分を簡潔に記入してください。

※記入の際は、半角文字は使用せず、フォントサイズは11ptとしてください。

1 運営理念等について	
項 目	内容要約
イ 運営理念	
ロ 基本方針	
ハ サービスの質を向上させるための目標・方策	
2 サービス実施に係る具体的な運営の考え方について	
項 目	内容要約
イ 防犯・防災対策	業務継続計画（BCP）の策定有無 （有・無）
ロ 感染症予防対策	
ハ 虐待防止対策	
ニ 利用者の状態・意向に配慮したサービス計画作成の考え方	
ホ 個人情報管理、プライバシーへの配慮	

様式第4号

ヘ	苦情処理のための体制構築	
ト	自己評価や外部評価への考え方	
3 地域との連携について		
項 目		内容要約
イ	地域医療機関との連携体制	
ロ	地域に開かれた施設としての 施策	
ハ	ボランティアの受け入れ体制	
4 従事職員関係について		
項 目		内容要約
イ	職員の資質向上のための取組み	
ロ	職員の人材確保・定着支援（離職 防止）の取組み	
5 特筆すべき事項		
項 目		内容要約
イ	新たな取組みや独自の取組み	

様式第5号

令和 年 月 日

福 島 市 長

所 在 地

増床申込者 法 人 名

代表者職氏名

増 床 提 案 書

このことについて、次の必要書類を添えて以下のとおり提出します。

添付書類

申請者 チェック	福島市 チェック	提 出 書 類 名			様 式
☐	☐	1	増床提案書		様式第5号
☐	☐	2	増床計画書		様式第6号
☐	☐	3	増床までのスケジュール		様式第7号
☐	☐	4	利用状況報告書		様式第8号
☐	☐	5	事業運営について	資金収支計算書（増床後3年間）	任意様式
				施設利用料金表	任意様式
☐	☐	6	計画図面等		任意様式
☐	☐	7	従事職員関係	4～6月の勤務表（増床前）	任意様式
☐	☐			従事予定職員関係（増床後）	任意様式

増床計画書

施設の名称			
増床予定日	令和 年 月 日		
利用定員及び居室の面積	増床前	(介護予防) 特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】	名 m ²
	増床後	(介護予防) 特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】	名 m ²
構造・設備 (併設施設含む)	敷地面積 _____ m ²		
	建築面積 _____ m ²	延床面積 _____ m ²	
構造 _____ 造 _____ 階建て ☐ 耐火建築物 ☐ 準耐火建築物 ☐ その他 (※該当項目にレ点) スプリンクラー設備の設置 ☐ 有 ☐ 無 (※該当項目にレ点) スプリンクラー設備設置の義務 ☐ 有 ☐ 無 (※該当項目にレ点) ※その他詳細として「平面図」及び「立面図」等別紙資料を添付してください。 ※平面図には、各居室・部屋の面積を記入してください。			
増床分居室の確保方法			
増床分居室とする前の使用用途			
増床分居室とする前の使用者または利用者への対応			

様式第6号

増床分居室とする前の使用ニーズまたは利用ニーズへの対応			
増床の理由			
施設整備補助事業の活用有無	(有 ・ 無) ※有の場合は、右記項目についても記入すること。	補助年度	
		補助事業者	
増床に伴う手続きの確認状況 ※施設整備補助事業活用「有」の場合			

増床までのスケジュール

全体の流れが把握できるよう、必要事項を記載してください。

年 月		令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月
項 目									(開設年月)
人員体制	募集・採用								
	研 修 等								
利用者 対応	引 継 ぎ								
	募 集								
備品関係	積算・発注								
	納 品								
財産処分 手続	事 前 相 談								
	申 請								
指定申請	事 前 相 談								
	申 請								
認可申請	事 前 相 談								
	申 請								

※令和7年4月以降にスケジュールが発生する場合は、年月を変更し作成すること。

※指定申請について、事前相談は指定申請に間に合うよう開始し、申請は増床予定日から10日以内に届出を行うようスケジュールを設定すること。

※認可申請について、事前相談は指定申請に間に合うよう開始し、申請は増床予定日から1か月以内に届出を行うようスケジュールを設定すること。

増床までのスケジュール 記入例

全体の流れが把握できるよう、必要事項を記載してください。

年 月		令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月	令和7年4月 (開設年月)
項 目								
人員体制	募 集 ・ 採 用	・ 求人サイト掲載 開始		・ 求人サイト掲載 終了	・ 試験、面接、採用 ・ 採用数確認			
	研 修 等					・ ○○ホームにて 研修	・ ○○ホームにて 研修	
利用者 対応	引 継 ぎ	・ 利用者・利用者家 族説明 ・ 担当ケアマネ周 知	・ 利用者・利用者家 族説明 ・ 担当ケアマネ周 知	・ 引継ぎ先施設の 確保				
	募 集					増床分枠募集開始		
備品関係	積 算 ・ 発 注	・ ベッド発注	・ 見守りセンサー 発注					
	納 品					・ ベッド納品 ・ 見守りセンサー 納品		
財産処分 手続	事 前 相 談	要件確認（市、県）	追加書類確認（市、 県）					
	申 請					申請書類提出		完了報告
指定申請	事 前 相 談						・ 申請先の確認 ・ 要件確認	
	申 請							申請書類提出
認可申請	事 前 相 談						・ 申請先の確認 ・ 要件確認	
	申 請							申請書類提出

※令和7年4月以降にスケジュールが発生する場合は、年月を変更し作成すること。

※指定申請について、事前相談は指定申請に間に合うよう開始し、申請は増床予定日から10日以内に届出を行うようスケジュールを設定すること。

※認可申請について、事前相談は指定申請に間に合うよう開始し、申請は増床予定日から1か月以内に届出を行うようスケジュールを設定すること。

利用状況報告書

◆（介護予防）特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】の入所状況（令和5年4月から令和6年3月までの1年間）

時期	入所率	要介護認定を持つ入居者	左記入居者以外の入居者
令和5年4月	%	人	人
令和5年5月	%	人	人
令和5年6月	%	人	人
令和5年7月	%	人	人
令和5年8月	%	人	人
令和5年9月	%	人	人
令和5年10月	%	人	人
令和5年11月	%	人	人
令和5年12月	%	人	人
令和6年1月	%	人	人
令和6年2月	%	人	人
令和6年3月	%	人	人

※入所率の計算方法

月末の入所者数 ÷ （介護予防）特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】の定員
（小数点第2位を四捨五入）

◆（介護予防）特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】の待機者数（令和6年4月1日時点）

時期	待機者数
令和6年4月1日	人

※当該（介護予防）特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】への入所を希望する者で、令和6年4月1日時点で把握している者

福 島 市 長

募 集 要 項 に 関 す る 質 問 書

所 在 地
法 人 名
担 当 者 名
電 話 番 号
メー ル ア ド レ ス

（介護予防）特定施設入居者生活介護【介護専用型以外】増床整備運営事業者募集要項に関して、下記のとおり質問をします。

記

・ 質問事項（箇条書き）